

障害福祉サービス事業所等介護職員初任者・実務者研修課程受講料助成

区内の障害福祉サービス事業所等における介護職員の確保及び職場への定着を支援するため、初任者・実務者研修課程受講料の一部を受講者した本人に対し助成します。

助成額及び対象経費	研修課程の受講料であって研修実施機関に対し、助成対象者が実際に支払った額で次のもの 初任者研修：受講料と上限額 8 万円を比較し低い方の額 実務者研修：受講料と上限額 12 万円を比較し低い方の額
助成要件 ※①～③の要件をすべて満たす方	① 研修課程を修了し、証明書の交付を受けた方 ② 研修修了日から 3 か月以内に、区内の障害福祉サービス事業所等に介護職員として就労し、同事業所に 3 か月以上継続勤務している方 <u>※修了日時時点で上記事業所に継続勤務されている方も講座修了日以降 3 か月以上継続勤務していることが必要です。</u> ※障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所で就労している方は、勤務時間を合算して申請できます。 ※非常勤職員の場合は、3 か月以上就労していてかつ従事時間が通算して 45 時間を超えていること。※派遣職員は対象外です。 ③ 研修課程の受講料について、 <u>国や東京都などの他の制度による同様の助成を受けていない方。</u>
申請期限	上記の助成要件をすべて満たした日の翌日から 3 か月以内 ※今年度の申請締め切りは令和 8 年 3 月 13 日（必着）です。
申請方法	次の必要書類を杉並区役所障害者施設支援課事業者支援係まで持参または郵送で提出してください。 ・助成金交付申請書（第 1 号様式） ・研修課程の修了証明書（実施機関が交付したものに限る）の写し ・申請者本人が受講料を支払ったことを証明するもの（本人宛名の領収証、払込受領証、振込明細書等の写し） <u>※発行機関名や金額しか記載がない場合は受付不可ですので、講習会実施機関に問い合わせ本人宛名の領収書の発行をお願いします。</u> ・障害福祉サービス事業所等に 3 か月以上勤務継続して勤務していることの証明書（就労状況証明書等、 要事業所印 ） ※申請書は「のーまらいふ杉並」からダウンロードできます。 右記二次元コードからページにお進みください。 
その他	申請から振り込みまで 2 か月程度かかります。 ※上記は目安です。書類の不備等により遅れる場合があります。
問い合わせ及び申請先	〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 1 杉並区障害者施設支援課 事業者支援係 電話：03 - 5307 - 0377（直通）